5. 国定公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要(特別地域)

	・国足公園官連拍町の計り、油山寺収扱力町の概要(特別地域)							
行為σ	7種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸聢匘	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園		
		原則として勾配屋根。や	原則として勾配屋根。や	原則として切妻、寄棟等。	原則として切妻、寄棟等。	原則として切妻、寄棟等。		
(1)建築物	1	むを得ず陸屋根の場合、	むを得ず陸屋根の場合、	やむを得ず陸屋根の場合、	やむを得ず陸屋根の場合、	やむを得ず陸屋根の場合、		
	i I	原則として傾斜パラペッ	原則として傾斜パラペッ	必要に応じて傾斜パラペ	必要に応じて傾斜パラペ	必要に応じて傾斜パラペ		
	1	ト (傾斜の付いた庇)	ト (傾斜の付いた庇)	ツト (傾斜の付いた庇)	ット (傾斜の付いた庇)。 カマボ	ット (傾斜の付いた庇)。		
	! ! !				コ型の倉庫等は避ける			
	屋根の色彩	原則としてこげ茶色、赤	原則としてこげ茶色、赤	原則としてこげ茶色、赤	原則としてこげ茶色。周	原則としてこげ茶色、赤		
	1 1 1	錆色、暗緑色	錆色、暗緑色、群青色	錆色、暗緑色、群青色な	囲の状況により赤錆色、	錆色、暗緑色、群青色		
	!			ليا	暗緑色、群青色など			
	外壁の色彩				原則としてクリーム色、			
	1				グレー色、白色、茶色系			
	 	び自然材料の色彩	統及び自然材料の色彩	材料の色彩など周辺の自	統及び自然材料の色彩	リー、ベージュ、茶色系		
	! ! !			然環境と調和のもの		統及び自然材料の色彩		
	デザイン等					極力単純な形態とし、周		
	1				辺の自然環境と調和のと			
	i !	れたもの ※	れたもの ※			れたもの ※		
	修景緑化	できる限り植栽を行う	できる限り植栽を行う	できる限り植栽を行う	できる限り植栽を行う	可能な限り現地産樹木等		
	i 	 				の植栽を行う		
(2)道路					防護柵は、原則としてガ			
					ードレールとし、色彩は			
		灰色	は灰色	は灰色	灰色	は灰色		
			防雪柵等の工作物は極力			防雪柵等は極力単純な形		
						状とし、色彩は灰色又は		
		火色又はこけ条色	灰色又はこげ茶色	灰色又はこけ条色	灰色又はこげ茶色	こげ茶色		
		現道路から湖側は、原則						
/o/ <del>章 1</del>	ΔLI# 72 \	として拡幅を認めない	<b>高工社1. 高江社2. 保持</b> 工	<b>東土 東北の共加</b>	唐士林 / 唐式林 / 2 傑林 <del>/</del>	最上 最初の共加		
(3) 亀仕、			電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則して共	電力、電話の共栄	電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共			
アブ等		る場合は、原則として共	る場合は、原則として共		る場合は、原則として共			
		発  利用加上では可能が関ル	発	利用加上では可能が関い	衆 利用拠点では可能な限り	利用加与なけ可能お明り		
		地下埋設						
		地下生取	地下埋設	地下埋設	地下埋設。 色彩は、原則として灰色	地下埋設		
					世彩は、原則として灰色   又はこげ茶色	色彩は、原則として灰色  又はこげ茶色		
(4) その他	の工作機		<u>入はしり米世</u>   <b>A</b> 郊は	又はこげ茶色 毎彩は、原則トレイ展点	<u>スはこり米色</u>   色彩は、原則として灰白			
(4) て り1世	ソエ作物	色彩は、原則として灰色   系統又はこげ茶色系統	巴秒は、原則として次日   名玄紘サはこば太名玄紘	己杉は、原則として次日 名玄紘又はとば太名玄紘	色系統又はこげ茶色系統	凸杉は、原則として灰日     名玄紘サはとば太名玄纮		
(5)風力発	電協設			原則として許可しない。	ロボ州人はこり米巴ボ州	ロボルスはこり糸巴ボル		
		「極力単純か形能」レけ	 サイロたど特殊か用途の建	<u> </u>	日角形の立方休を基木とし	□ ・ 切妻屋根などの勾配屋根を		

<sup>※</sup> 建築物デザインの「極力単純な形態」とは、サイロなど特殊な用途の建築物を除き、原則として四角形の立方体を基本とし、切妻屋根などの勾配屋根を 有する形状をいいます。また、「周辺の自然環境と調和のとれたもの」とは、街並み景観との調和を含みます。 ※ 特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の高さや建ペい率、後退距離などの許可基準は、自然公園法施行規則第11条に規定されています。

国定公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要(特別地域)

	許可、庙田寺取扱万針の㈱		(平成2/年1月末現任)
行為の種類	大沼国定公園		日髙山脈襟裳国定公園
木竹の伐採		利用拠点の周辺、公園車 利用拠点の周辺、公園車 利用拠点の周辺、公園車	
		道及び歩道沿線は、環境 道及び歩道沿線は、自然 道及び歩道沿線は、風致	
	線は、風致に与える影響	に与える影響が少ない施  環境に与える影響が少な   に与える影響が少ない施	環境の保全に留意した施
	が少ない施業方法		業方法
鉱物又は土石の採取	原則として業として行う	原則として業として行う 原則として業として行う 原則として業として行う	原則として業として行う
(1)鉱物の掘採	大規模なものは認めない	大規模なものは認めない  大規模なものは認めない   大規模なものは認めない	大規模なものは認めない
(2)土石の採取	原則として業として行う	原則として業として行う原則として業として行う原則として漁港整備など	原則として業として行う
	大規模なものは認めない	大規模なものは認めない  大規模なものは認めない。  公共事業及び農林水産業	大規模なものは認めない
		温泉ボーリングは、公益に必要な行為以外は認め	
		目的及び共同利用以外はない	
		認めない	
広告物 :	現に営業を行っている敷	現に営業を行っている敷 原則として現に営業を行 原則として現に営業を行	【日高山脈地区】
(1) 営業用 設置場所	地以外の設置は認めな	地以外の設置は認めな  っている敷地以外の設置  っている敷地以外の設置	原則として設置を認めな
広告物	い。		<b>V</b> 1
ļ .	店舗等が主要道路に面し	店舗等が主要道路に面し  店舗等が主要道路に面し  店舗、事務所等へ誘導す	【アポイ岳周辺地区、広
į į	ていない場合は、必要最	ていない場合は、必要最   ていない場合は、必要最   るものは進入分岐点に認	尾・襟裳岬海岸及び豊
ļ	小限の誘導標識を進入分	小限の誘導標識を進入分 小限の誘導標識を進入分 めるが、多数設置されて	似湖周辺地区】
	岐点に認める。	岐点に認める。  岐点に認める。  いる地区は、集合看板と	原則として現に営業を行
İ		多数設置される箇所は、多数設置される箇所は、する。	っている敷地以外の設置
	集合看板とする	集合看板とする 集合看板とする 能取漁港地域での煙突の	は認めない。店舗、事務
		壁を利用した広告は認め	所等へ誘導するものは進
		ない	入分岐点に認めるが、多
i			数設置されている地区は
			集合看板とする
	原則として白、黒、こげ	原則として白、黒、こげ原則として白、黒、こげ原則として白、黒、こげ	原則として白、黒、こげ
	茶色を基調。ただし、部	茶色を基調。ただし、部  茶色を基調。ただし、部  茶色を基調。ただし、部	茶色を基調。ただし、部
İ	分的な使用であれば赤、		
	青、緑等の原色も認める		青、緑等の原色も認める
材料		極力、木材等の自然素材 極力、木材等の自然素材 極力、木材等の自然素材	
(2)公共的 設置場所	利用上の効果を考え、適	利用上の効果を考え、適 利用上の効果を考え、適 利用上の効果を考え、適	利用上の効果を考え、適
広告物:	切な箇所を検討する	切な箇所を検討する 切な箇所を検討する 切な箇所を検討する	切な箇所を検討する
指導標 色 彩		原則として白、黒、こげ 原則として白、黒、こげ 原則として白、黒、こげ	原則として白、黒、こげ
案内板		茶色を基調。ただし、部本色を基調。ただし、部本色を基調。ただし、部	
1		分的な使用であれば赤、  分的な使用であれば赤、  分的な使用であれば赤、	
			青、緑等の原色も認める_
材 料	極力木材等の自然素材	極力木材等の自然素材 極力木材等の自然素材 極力木材等の自然素材	

<sup>※</sup> 特別地域、特別保護地区及び海域公園地区内の伐採率や高さ、表示面積などの許可基準は、自然公園法施行規則第11条に規定されています。

6. 国定公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要(普通地域)

行為の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸歐媼	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日髙山脈襟裳国定公園
工作物	周辺地域の風致に与える	周辺地域の風景に与える	周辺地域の風景に与える	周辺地域の風景に与える	周辺地域の風景に与える
(1)建築物	影響が予測されるので、	影響が予測されるため、	影響が予測されるため、	影響が予測されるため、	影響が予測されるため、
	原則として建築物の高さ	原則として建築物の高さ	原則として建物の高さは、	原則として建築物の高さ	原則として建築物の高さ
	は、周辺の樹木の高さ等	は、周辺の樹木の高さ等	周囲の樹木の高さ等を考	は、周囲の樹木の高さ等	は、周囲の樹木の高さ等
	を考慮して、最高で20	を考慮して、最高15m	慮して、最高15mとす	を考慮して、最高15m	を考慮して、最高15m
	mとする	とする	る	とする	とする

- ※ 普通地域内の届出の対象となる工作物の規模は、自然公園法施行規則第14条に規定されています。
- ※ 数値基準のない定性的な基準(例:「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。)については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。

7. 国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

事業の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸歐媼	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
宿舎	【全地区】	【全地区】	【全地区】	【全地区】	【全地区】
	デザイン、色彩等は許可	デザイン、色彩等は許可	デザイン、色彩等は許可	デザイン、色彩等は許可	デザイン、色彩等は許可
	取扱と同様		取扱と同様。	取扱と同様	取扱と同様
旅館業法の許可を		収容力に見合った駐車ス	収容力に見合った駐車ス		
必要とする施設で			ペースを確保する		
、不特定多数の公	【南大沼集団施設地区・	【祝津集団施設地区】	/	【女満別集団施設地区】	
園利用者の宿泊の	南部整備計画区】	高さ 15m以内	/	高さ 本屋17m以内	/
用に供するもの。	高さ16m以内	後退距離(外壁面)	/		/
別荘、分譲ホテル、		道道歩道敷2m以上	/		/
保養所、社員寮、	/	【湯本温泉集団施設地区】	/	【富武士、栄浦、三里浜、	/
下宿を除く。	/	高さ A地区20m以下	/	テイネイ】	/
	/	B地区16m以下	/	高さ 本屋17m以内	/
	/	C地区13m以下	/	塔屋22m以内	/
	/	建ペい率50%以下	/	【能取湖・能取半島】	/
	/	後退距離(水平投影外周)	/	高さ 15m以内	/
	/	主要道路20m以上	/	設置位置は内陸側	/
	/	その他道路5m以上	/	【二ツ岩、呼人浦】	/
	/	敷地境界 5m以上	/	高さ 30m以内	/
	/	【比羅夫】	/	/	/
	/	高さ22m以内	/	/	/
	/	後退距離(水平投影外周)	/	/	/
	/	主要道路10m以上	/	/	/
	/	【ニセコアンヌプリ南麓】	/	/	/
	/	高さ 本屋15m以内		/	/
	/	塔屋18m以内 【 <b>昆布温泉</b> 】	/	/	/
	/	【 <b>氏布温泉】</b>  高さ 本屋20m以内	/		
	/	本屋20m以内			/
	/	建ペい率50%以下			/
	/	【ワイスホルン、新見温	/	/	
		泉、朝日温泉、五色温泉、	/		/
	/	忍路湾、野塚】			
	/	高さ 15m以内			/
	/	【電電温泉】	/		
	/	高さ 26m以内			/
	/	<u>                                    </u>			/
	/	高さ もいわ荘 (H6年整備) の地盤	/		/
	/	高を基準に19m以下	/		/

国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(平成27年1月末現在)

## 大沼国定公園 ニセコ積丹小樽海岸歐媼 暑寒別天売焼尻国定公園 日高山脈襟裳国定公園 事業の種類 網走国定公園 道路(車道) 【全路線】 【全路線】 【全路線】 【全路線】 【全路線】 整備改良に当たっては、 付帯施設等は、許可取 整備改良に当たって 整備改良に当たっては、 付帯施設等は、許可取 扱の工作物(建築物、道 は、出来る限り現在の道 できる限り既存敷地内に できる限り既存敷地内に |扱の工作物(建築物、道 路)と同様とする 路敷地内にとどめるよう とどめるよう努め、自然 とどめるよう努め、自然 路)と同様とする。 努め、自然環境を損なわ 環境を損なわないよう配 環境を損なわないよう配 【大沼周回線】 法面等の緑化について 慮する。自然林内を通る 道路の改良に当たって を通る部分の改良等に当 部分の改良等に当たって がら早期に緑化する は、周囲の自然環境に配 自然林内を通る部分の改 良等に当たっては極力、 たっては、必要に応じ環 は、支障木の伐採を最小 立木の伐採などが生じな 境調査等を行い、支障木 (一般国道274号) 考慮して、歩道や自転車 いように努め、未開通部 の伐採等改変を最小限に 法面は既存植生に配慮 道路改良に当たっては、 沿道の森林植生の保護に 分の車道整備に当たって とどめるなど、自然公園 しながら緑化する。 は、出来る限り大規模な 付帯施設等は、許可取 留意する 岐したルートも検討す にふさわしい道路となる 土地の改変を避け、トン 扱の工作物(建築物、道 る。また、現道路から湖 よう留意する。 【額平川線】 側は、湖岸の風致を維持オル、橋梁を主体として 路)と同様とする。 道路改良に当たっては、 【サロマ湖畔線】 するため、原則として拡 自然環境の保全に留意す 化するとともに、擁壁等 周辺の自然環境や風致の 幅を行わない。 の生ずる部分には周囲の 【円山線】 維持に配慮する 【小沼周回線】 自然環境との調和に留意 【能取美岬線】 【新冠川線】 法面工事の施工に当た 【二ツ岩美岬線】 【ペテガリ線】 現道の改良に当たって っては、既存の植生に配 必要によ は、長大法面が生じない 慮しながら緑化するなど り自然石等を検討する。 【網走湖周回線】 危険箇所も多いことか 付帯施設等は、許可取 ような工法を取り入れる し、自然公園 にふさわし 【大曲線】 ら道路改良に当たっては い道路となるよう整備に 交通安全対策を講ずる。 扱の工作物(建築物、道 今後の整備については 努める。また、擁壁、ト 路) と同様とする 観の保全に配慮する。ま 現道の改良程度にとどめ 【アポイ線】 た、現道路から湖側は、 ンネルの開口部などに、 【雨竜線】 道路改良に当たっては、 湖岸の風致を維持するた 【栄浦ワッカ線】 必要に応じて自然石又は (一般道道暑寒別雨竜停 極力、現道を利用し、自 然環境に配慮する め、原則として拡幅を行 自然石を模した材料など 車場線) 今後の整備については わない。 現道の改良程度にとどめ、 を検討することや道路の 今後の交通量の増加に 防護柵や街路灯などのデ 【大沼鹿部線】 対応するため、線形拡幅 海浜植生に及ぼす影響を 道路改良に当たっては、 ザインや色彩への配慮と 等の整備のほか、舗装の 周辺の自然環境に配慮し 現道の改良に当たって は、支障木の伐採を極力 ともに、トンネル、覆道 整備に努めるとともに、 ながら、歩道を併設した 【能取湖能取半島周回線】 伴わない。 などに付帯する建築物も 周辺の自然環境や風致景 今後の整備については、 道路とする。 陸屋根を避けるなど周辺関の保全に配慮した整備 トンネル工事を早期に完 【冬島旭線】 【日暮山線】 の自然環境との調和を図を行う。 成させるとともに、それ 区間の改良に当たって (一般国道336号) (町道暑寒別線) 以外の地域は現道の改良 【黄金道路線】 は、樹木の伐採を極力避 一般道道暑寒別雨竜停日程度にとどめる。 (一般国道336号) け、拡幅も最小限とする。 付帯施設等は、許可取 拡幅が困難な場合は車両扱の工作物(建築物、道 道路改良に当たっては 車場線と同様。 交差のための待避所の方 路)と同様とする。 周辺の自然環境などに 法なども検討する 配慮する。

宿舎、道路(車道・自転車道)以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(平成27年1月末現在)

国足公園管理指針の	公園事業取扱方針の概要				(平成27年1月末現在)
事業の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸歐洲	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
道路(車道)	【蓴菜沼小沼線】	【倶知安ニセコ線】	【雄冬線】	【能取砂嘴線】	【襟裳岬線】
	現道の改良等に当たっ		(国道231号線)	今後の整備あたっては	今後の整備については、
			改良に当たっては、周		歩道及びサイクリングロ
			囲の自然環境や海食崖景		一ドを併設した整備を検
		ど、お花畑の周辺の自然	観等に配慮する。	口周辺の海浜植生に配慮	討する。
	景観の保全に配慮する。	環境に配慮する。		する。また、湖口左岸か	【豊似湖線】
	また、現道路から湖側は、	【岩内ニセコ線】	【大別苅山道線】		
	湖岸の風致を維持するた	Ⅰ 道路改艮に当たって	(旧国道)	の利用動向などを見なが	
	め、原則として拡幅を行	は、極力、立木の伐採が	必要最小限の改良にと	ら整備する。	どめ、できる限り、立木
	<u>わない。</u>	生じないように努めるな	どめ、周辺の自然環境に	【天都山線】 今後の整備にあたって は、縦貫道路及び大曲線 に至る道路は改良程度に	の伐採が生じないよう努
	【大沼峠線】	ど、周辺の自然環境に配	配慮する。	今後の整備にあたって	めるなど、周辺の自然環
	現道の改良に当たって	慮する。	【厚田浜益線】	は、縦貫道路及び大曲線 に至る道路は改良程度に	境に配慮する。
	わない。			とどめるものとし、呼人	
	【駒ヶ缶登山線】	直路改艮に当たって		浦宿舎に至る道路は勾配	
				が急なため線形改良が必	
				要と考えられ、湖畔から	
	間があるので、今後の利			望見されないような線形	
				とするなど考慮し、支障	
	図る。また、第1種特別	道路改良に当たって	食崖景観等に配慮する。	木の伐採も最小限とする。	/
		は、舗装の早期整備に努			/
		めるとともに、周辺の自			/
	充分配意する。		改良に当たっては、極		/
		慮する。	力立木の伐採が生じない		/
		應りる。  【ワイス連絡線】  【日本連絡線】	よう努めるほか、周囲の		/
		【民们理舱楸】	日然現場に配慮する。	/	/
		【比羅夫連絡線】			/
		道路改良に当たって			/
		は、周辺の自然環境や風			
		致の維持に配慮する。	(町道東浜緑丘線)		
		【岩内蘭越線】	【焼尻島周回線】		
		道路改良に当たって			
			改良に当たっては、周		
		生しないように労める。	囲の自然環境や風致景観		/
			に配慮する。		/
				/	/
	V			V	V

※ 宿舎、道路(車道・自転車道)以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

国定公園管理指針の公園事業取扱方針の概要

(平成27年1月末現在)

	◇園事業取扱万針の概要 □		<b>身份的工艺体目园办公园</b>	<b>御上見造り国</b>	(平成27年1月末規 <u>在)</u>
	大冶国正公園		者寒別大兄焼尻国疋公園	網疋凷疋公園	日尚山脈傺表国疋公園
	大沼国定公園	【アンイン・ アモゴし致成道、と伐め致積道、崖、良がかい。 本道、と境るでは、の丹路間な現工遠らて アンイ路、の田路舗と採、の丹路間な現工遠らて 関連良辺持泉良のに生辺持貫良のに進に出廃係 連良のに生辺持貫良のに進に出廃係 連良のに致 を立う境る。 でを立う境る。 でを立う境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを立り境る。 でを直配め伴来道機 のに発 のに発 のに発 のに発 のに発 のに発 のに発 のに発	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
\*\ \chi \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\		は、舗装の早期整備を図るとともに、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。 【祝津連絡線】 道路改良に当たっては、現在の道路敷地内にとどめる。 【神威岬線】 利用者の安全確保に努める。			

※ 宿舎、道路(車道・自転車道)以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

国史公園管理性針の公園主業取扱士針の無両

(巫成97年1日末租在)

国定公園管理指針の	り公園事業取扱方針の概要				(平成27年1月末現在 <u>)</u>
事業の種類	大沼国定公園	ニセコ積丹小樽海岸聢匘	暑寒別天売焼尻国定公園	網走国定公園	日高山脈襟裳国定公園
道路(自転車道)	【大沼周回線】	/	/	【網走常呂線】	
	整備に当たっては、周		/	整備に当たっては維持	
	辺の自然環境に配慮して	/		管理程度とし、最小限の	/
	施工するものとし、湖岸			改良や、利用動向等を見	/
	景観や地形等も考慮し	/	/	ながら、コースの概況案	/
	て、歩道や自転車道は部	/	/	内図や休憩所等の配置な	/
	分的に道路から分岐した	/	/	どを検討する。また、車	/
	ルートも検討する。	/	/	道や歩道との間の防護柵	/
	また、現道路から湖側	/	/	や交差点における安全施	/
	は、湖岸の風致を維持す	/		設などを検討する。	/
	るため、原則として拡幅	/	/	/	/
	を行わない。	/	/		/
	付帯施設等は、許可取	/			/
	扱の工作物(建築物、道		/	/	/
	路)と同様とする。	/	/	/	/
	/	/	/	/	/
		/	/	/	/
		/		/	/
		/	/	/	/
		/	/	/	/
		/	/	/	/
		/	/	/	/
			/	/	/
			/	/	/
			/	/	/
				/	/
		/	/	/	/
					/
			/		/
			/		/
			/		/
		/	/	/	/
	/	/		/	/
		/	/	/	/
	/	<b>/</b> /	/	<b>I</b> /	/
	V	V	/	V	V

<sup>「</sup>宿舎、道路(車道・自転車道)以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。 、数値基準のない定性的な基準(例:「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。)については、個々の事案毎に現地の状況に おいて判断し、必要な指導を行います。

		指針の許可、届出等						27年1月末現在)
行為の	)種類	恵山道立自然公園			厚岸道立自然公園	野付風蓮道立自然		
<b>一</b>			公園【半島地域区】		医甲二二 不与形甲	公園	園	自然公園
	屋根の形					原則として勾配屋		
(1)建築物	扒					根。しかし、周囲の性況に広じ時間		
	i I	根も認める	の状況に応じ陸屋 根も認める	の状況に応じ陸屋 根も認める	根も認める	の状況に応じ陸屋 根も認める	切状疣に応し陸屋   根も認める	でむを侍り陸屋依  の場合、原則、パ
	1 1 1	はの影のの	食の形のの	保の部のの	なる影めの	はの影めの	はの影める	の場合、原則、ハ ラペット
	屋根の色	 ド	- げな玄 ただし	こばなる しかし	こば茶玄 しかし	こげ茶系。しかし、	- / i	ノ <u>ハット</u>  こげ茶とするほか
	産低り口  彩			周囲の状況に応じ	周辺の状況に応じ	周囲の状況に応じ	周囲の状況に応じ	周囲の状況に応じ
	1 152 	て赤錆色、暗緑色			て赤錆色、暗緑色		て赤錆色、暗緑色	
	i I	等も認める	等も認める	等も認める	等も認める	等も認める	等も認める	も認める
	外壁の色					原則として茶色		
	彩	系、灰色、クリー	系、灰色、クリー		系、灰色、クリー	系、灰色、クリー	系、灰色、クリー	系、灰色、クリー
	1		ム色、白色系又は			ム色、白色系等又		
	] 	自然材料素地	自然材料素地	は自然材料素地	は自然材料素地	は自然材料素地	は自然材料素地	は自然材料素地
					極力単純な形態と			
	等		し、周囲の自然環			し、周囲の自然環		
	1					境と調和のとれた		
	1	もの※	もの※	もの※	もの※	もの※	もの※	もの※
	修景緑化					建築物周囲には在		建築物周囲には郷
	i I							土産樹木等により
-/						を可能な限り行う		
(2)道路			大型視線誘導標や			大型視線誘導標や		
					電光掲示板等の支		電光掲示板等の支	電光掲示板等の支
		柱、防護柵、防護		柱、防護柵、防護		柱、防護柵は、こ	柱、防護柵、防護	柱、防護柵、防護
		ネットは、こげ茶				げ茶色又は亜鉛メ	ネットは、こげ茶	ネットは、こげ茶
					ッキ素地色を原則	ッキ素地色を原則	色又は亜鉛メッキ	色又は亜鉛メッキ
		素地色を原則 主要道路の防雪柵	素地色を原則 主要道路の防雪柵	素地色を原則	  主要道路の防雪柵	ナ亜送吸の吐電皿	素地 <u>色を原則</u> 主要道路の防雪柵	素地色を原則 主要道路の防雪柵
		土炭垣路の防雪柵   は、不必要な期間		土炭道路の防雪柵は、不必要な期間	土炭垣路の防雪柵  は、不必要な期間		土炭垣路の防雪柵  は、不必要な期間	土炭垣路の防雪柵  は、不必要な期間
			の取り外しや折り	の取り外しや折り	の取り外しや折り		の取り外しや折り	は、小必要な期间 の取り外しや折り
		畳み等を考慮	畳み等を考慮	畳み等を考慮	畳み等を考慮	畳み等を考慮		畳み等を考慮
						残土は、公園区域		
					外に搬出	外に搬出		外に搬出
				/ F (〜 J/以口			フロマルX 141	/ F ( ) がX 口

<sup>※</sup> 建築物デザインの「極力単純な形態」とは、サイロなど特殊な用途の建築物を除き、原則として四角形の立方体を基本とし、切妻屋根などの勾配屋根を 有する形状をいいます。また、「周辺の自然環境と調和のとれたもの」とは、街並み景観との調和を含みます。 ※ 特別地域内の高さや建ペい率、後退距離などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

行為の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然	狩場茂津多道立自	厚岸道立自然公園	野付風蓮道立自然	朱鞠内道立自然公	北オホーツク道
144		公園【半島地域区】	然公園		公園	園	自然公園
道路	裸地、法面は緑化	裸地、法面は緑化	裸地、法面は緑化	裸地、法面は緑化	裸地、法面は緑化	裸地、法面は緑化	裸地、法面は緑
	を原則とし、周囲	を原則とし、周囲	を原則とし、周囲	を原則とし、周囲	を原則とし、周囲	を原則とし、周囲	を原則とし、周
		の自然植生に近い		の自然植生に近い	の自然植生に近い	の自然植生に近い	の自然植生に近
	植物群落に速やか	植物群落に速やか	植物群落に速やか		植物群落に速やか	植物群落に速やか	植物群落に速や
	に復元するよう、	に復元するよう、	に復元するよう、	に復元するよう、	に復元するよう、	に復元するよう、	に復元するよう
	適切な植物種及び	適切な植物種及び	適切な植物種及び	適切な植物種及び	適切な植物種及び	適切な植物種及び	適切な植物種及
	緑化方法を用い	緑化方法を用い	緑化方法を用い	緑化方法を用い	緑化方法を用い		緑化方法を用
	る。	る。	る。	る。	る。	る。	る。
	自然石や自然石に			自然石や自然石に			
	模した材料等の使				模した材料等の使		
	用に努める	用に努める	用に努める	用に努める			用に努める
)電柱、鉄塔、アン							極力共架とし、
テナ等	柱の色彩はこげ茶		柱の色彩はこげ茶	柱の色彩はこげ茶		柱の色彩はこげ茶	柱の色彩はこり
	色を原則	色を原則	色を原則	色を原則		色を原則	色を原則
					主要な道路沿線や		
					利用拠点からの展		
	望方向では極力、	望方向では極力、	望方向では極力、	望方向では極力、		望方向では極力、	望方向では極力
	地下埋設	地下埋設	地下埋設	地下埋設			地下埋設
					鉄塔・アンテナ等		
					は、主要な展望地		
					や利用動線からの		
			る風致の保護に支		景観に支障のある		
	障のある場所には	障のある場所には	障のある場所には	場所には新築しな	場所には新築しな	障のある場所には	障のある場所に
	新築しないことを	新築しないことを	新築しないことを	いことを原則とす	いことを原則とす	新築しないことを	新築しないこ。
	原則とする。	原則とする。	原則とする	る	る	原則とする	原則とする
	鉄塔・アンテナ等	鉄塔・アンテナ等					
	が複数現存する場	が複数現存する場					
	所では、建て替え	所では、建て替え					
	の際可能な限り統	の際に統合					
	合						

<sup>※</sup> 特別地域内の高さや後退距離などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

<sup>※</sup> 数値基準のない定性的な基準(例:「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。)については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な損募を行います。

道立自然公園管理指針							27年1月末現在)
行為の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然公園	然公園		公園	園	北オホーツク道立 自然公園
(4) その他の工作物	に配慮。 色彩は、原則とし て茶色系、灰色系、	色彩は、原則として茶色系、灰色、 黒色、白色系等又は自然材料素地。	用動線からの景観 に配慮。 色彩は、原則とし て茶色系、灰色系、 白色系等又は自然 材料素地。	用動線からの景観 に配慮。	白色系等又は自然	用動線からの景観 に配慮。 色彩は、原則とし て茶色系、灰色系、	用動線からの景観 に配慮。 色彩は、原則とし て茶色系、灰色系、
木竹の伐採	用拠点からの眺望	【島嶼区】 原則、学術研究や 生態調査等に限る 【半島地域区】	用拠点からの眺望 の対象場所につい ては、風致の保護 に配慮した施業方 法	用拠点からの眺望 の対象場所やなな の保全上重森林に 当たる、 風に いて十分配慮 した 大法	たる森林について は、風致景観に十 分配慮した施業方 法	用拠点からの眺望 の対象場所につい ては、風致の保護 に配慮した施業方 法	用拠点からの眺望 の対象場所につい ては、自然環境の 保全に留意した施 業方法
植物の採取、損傷		原則、学術研究や 生態調査等に限る	時期、場所での採	時期、場所での採	取や損傷は、極力	時期、場所での採	時期、場所での採

<sup>※</sup> 特別地域内の伐採率などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

道立自然公園管理指針の許可、届出等取扱方針の概要(特別地域) 【記載のない道立自然公園は管理指針が未策定】 (平成27年1月末現在) |恵山道立自然公園||松前矢越道立自然||狩場茂津多道立自||厚岸道立自然公園||野付風蓮道立自然||失鞠内道立自然公||北オホーツク道立 行為の種類 然公園 公園 自然公園 設置目的を考慮 広告物 設置目的を考慮 【島嶼区】 設置目的を考慮設置目的を考慮 設置目的を考慮 利用上の効果を考 (1) 指導標 し、展望や風致に 大島は、原則、防 し、展望や風致に し、展望や風致に し、展望や風致に し、展望や風致に |災等に必要不可欠||支障がないよう適||支障がないよう適||支障がないよう適||支障がないよう適 案内板: 所を検討するとと 切に配置 切に配置 なものに限る 切に配置 切に配置 切に配置 もに展望や風致に 【半島地域区】 支障がないよう配 設置目的を考慮 し、展望や風致に 支障がないよう適 切に配置 こげ茶色、黒、白 【島嶼区】 |こげ茶色、黒、白|こげ茶色、黒、白| こげ茶色、黒、白こげ茶色、黒、白 色彩 こげ茶色、黒、白 を基調。ただし、 を基調。ただし、 |原則、茶色系、灰|を基調。ただし、 を基調。ただし、 を基調。ただし、 を基調。ただし、 |色、黒色、白色系|部分的な使用であ|部分的な使用であ|部分的な使用であ 部分的な使用であ 部分的な使用であ 部分的な使用であ |れば赤、青、緑等||等又は自然材料素||れば赤、青、緑等||れば赤、青、緑等||れば赤、青、緑等||れば赤、青、緑等| の原色も認める 地。ただし、部分 の原色も認める の原色も認める の原色も認める の原色も認める の原色も認める 的な使用であれば 赤、青、緑等の原 色も認める 【半島地域区】 こげ茶色、黒、白 を基調。ただし、 部分的な使用であ れば赤、青、緑等 の原色も認める 極力、自然材料 極力、自然材料 極力、自然材料 極力、自然材料 (2) **営業用** 設置場所 現に営業を行って 現に営業を行って 現に営業を行って 【半島地域区】 現に営業を行って 現に営業を行って 現に営業を行って 広告物 いる敷地以外の設 いる敷地以外の設 いる敷地以外の設 いる敷地以外の設 いる敷地以外の設 いる敷地以外の設 現に営業を行って いる敷地以外の設 置は認めない。 置は認めない。 置は認めない。 置は認めない。 置は認めない。 置は認めない。 店舗等が主要道路置は認めない。 店舗等が主要道路 店舗等が主要道路 店舗等が主要道路 店舗等が主要道路 に面していない場 店舗等が主要道路 に面していない場 に面していない場に面していない場 に面していない場 に面していない場 合は、必要最小限 合は、必要最小限合は、必要最小限 合は、必要最小限 合は、必要最小限 の誘導標識を進入 |誘導標識を進入分||合は、必要最小限| の誘導標識を進入 の誘導標識を進入 の誘導標識を進入 の誘導標識を進入 岐点に認める。 の誘導標識を進入一分岐点に認める。 分岐点に認める。 分岐点に認める。 分岐点に認める。 分岐点に認める。 多数設置される場 | 多数設置される場 | 多数設置される場 | 多数設置される場 | 多数設置される場 多数設置される場 分岐点に認める。 所は、集合看板 所は、集合看板 |多数設置される場||所は、集合看板 所は、集合看板 所は、集合看板 所は、集合看板 所は、集合看板

<sup>※</sup> 特別地域内の高さや表示面積などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

	·の許可、届出等取扱方針の概要(特		ない道立自然公園は管理指針が未策定)	
行為の種類	恵山道立自然公園 松前矢越道立自	然 狩場茂津多道立自	厚岸道立自然公園 野付風蓮道立自然	朱鞠内道立自然公  北オホーツク道立
	公園	然公園	公園	園 自然公園
	こげ茶色、黒、白 【半島地域区】	こげ茶色、黒、白	こげ茶色、黒、白  こげ茶色、黒、白	こげ茶色、黒、白  こげ茶色、黒、白
広告物	を基調。ただし、こげ茶色、黒、	白を基調。ただし、	を基調。ただし、を基調。ただし、	を基調。ただし、を基調。ただし、
į	部分的な使用であを基調。ただし	、部分的な使用であ	部分的な使用であ  部分的な使用であ	部分的な使用であ 部分的な使用であ
	れば赤、青、緑等部分的な使用で	あ れば赤、青、緑等	れば赤、青、緑等れば赤、青、緑等	れば赤、青、緑等 れば赤、青、緑等
į	の原色も認める れば赤、青、緑	等 の原色も認める	の原色も認める の原色も認める	の原色も認める の原色も認める
<u> </u>	の原色も認める			
材料	極力、自然材料 【半島地域区】	極力、自然材料	極力、自然材料 極力、自然材料	極力、自然材料 極力、自然材料
!	極力、自然材料			

<sup>※</sup> 特別地域内の高さや表示面積などの許可基準は、北海道立自然公園条例施行規則第18条に規定されています。

また、普通地域内の届出の対象となる工作物の規模は、北海道立自然公園条例施行規則第34条に規定されています。

<sup>※</sup> 数値基準のない定性的な基準(例:「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。)については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。

事業の種類	恵山道立自然公園	松前矢越道立自然	狩場茂津多道立自	厚岸道立自然公園	野付風蓮道立自然	朱鞠内道立自然公	北オホーツク道
		公園	然公園		公園	園	自然公園
舎	【全地区】	【知内温泉】	【賀老髙原集団施	【十町瀬、知方学】	【尾岱沼】	【朱鞠内湖畔】	【クッチャロ湖
	宿泊施設は必要最	宿泊施設は必要最	設地区】	宿泊施設は必要最			
)	小限とし、デザイ	小限とし、デザイ	デザイン、色彩等	小限とし、デザイ	考慮する	小限とし、デザイ	デザインは、村
旅館業法の許可を	ン、色彩等は許可	ン、色彩等は許可	は許可取扱と同様	ン、色彩等は許可	【走古丹】地区の	ン、色彩等は許可	単純な形態と
公要とする施設で	取扱と同様	取扱と同様。	統一性のあるも	取扱と同様。	地区の利用のあり	取扱と同様。	周囲の自然環境
不特定多数の公	【川汲温泉、大船	地区の利用のあり	の。	地区の利用のあり	方検討した上で取	拠点としての利用	調和のとれた
園利用者の宿泊の	下の湯】	方検討した上で取	地区の利用のあり	方検討した上で取	り扱う	目的を考慮する	の。
用に供するもの。	地区の利用のあり	り扱う	方検討した上で取	り扱う			原則として勾
	方検討した上で取	/	り扱う	/	1	1	根。
	り扱う		【須築、千走温泉		/		やむを得ず陸
下宿を除く。	【恵山温泉】	/	、熊戻渓谷】		/	/	の場合、原則
J	利用動向を踏ま	/	宿泊施設は必要最		/	/	ラペット。
	え、検討する	/	小限とし、デザイ		/		屋根の色彩は
	【水無温泉】		ン、色彩等は許可				げ茶とするほ
	海岸景観に与える		取扱と同様。				囲の状況に応
	影響に配慮する	/	地区の利用目的を	/			錆色、暗緑色
	【大船上の湯】		考慮する		/		認める。
	拠点としての利用		/				外壁の色彩は
	目的を考慮する	/					則として茶色
						. ,	灰色、クリーム
							白色系等又は
							材料素地。
							高さ 20 m.
		/		/	/	1 /	後退距離は、
		/		/	/	1 /	や道路から極
		V	<b>/</b>	V	V	V	退させる

<sup>※</sup> 宿舎、道路(車道)以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

<sup>※</sup> 数値基準のない定性的な基準(例:「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。)については、個々の事案毎に現地の状況に おいて判断し、必要な指導を行います。、

事業の種類	<u>指針の公園事業取扱力</u>   恵山道立自然公園			然公園は管理指針    <b>厚岸道立自然公園</b>	野付風蓮道立自然	朱鞠内道立自然公	北オホーツク道立
1 7/4 - 12/2/		公園	然公園	77772273	公園	園	自然公園
道路(車道)	【基本方針】	【基本方針】	【基本方針】	【基本方針】	【基本方針】	【基本方針】	【全路線】
	整備に当たって	整備に当たって	整備に当たって	整備に当たって	整備に当たって	整備に当たって	付帯施設等は、
					は、周辺の植生や		
	景観に与える影響	景観に与える影響	小限とするととも	小限とするととも	野生動物に与える	景観に与える影響	(建築物、道路)
					影響に配慮し、自		と同様とする。
	変を最小限とす				然改変を少なくす		
	る。	る。	影響に配慮する。		る。	る。	
	付帯施設等は、	付帯施設等は、	付帯施設等は、		付帯施設等は、	付帯施設等は、	
					許可取扱の工作物		
	に準じる。	の道路に準じる。	の道路に準じる。	の道路に準じる。	の道路に準じる。	の道路に準じる。	
	【臼尻豊崎線】	【湯の里線】		【厚岸浜中海岸線】		【雨竜旭川線】	【ポン沼線】
	(旧・大船川線)	整備に当たって		(主要道道別海厚岸線一般道	(一般道道野付風蓮公園線)	(道道雨竜旭川線)	(道道浅茅野台地浜頓別線)
		は、野生生物へ与		道霧多布線)	【尾岱沼線】	【朱鞠内風蓮線】	【山軽線】
	(旧·川汲函館線)		は、自然改変を最		(一般国道224号)	(旧・添牛内風蓮線、道道朱鞠	
	【恵山線】		小限とし風致の維			内風蓮線)	は、周辺の植生や
		然改変を最小限と	持に配慮する。	小限とし風致の維		【朱鞠内母子里線】	
	整備に当たって	する。	<b>レンド ロンペンへの かり ナ</b> ロ ナケ	持に配慮するとと	【別海・走古丹線】		
	は、野生生物へ与	7.1.公子选点公正		もに、野生動植物		号)	変を最小限とす
	える影響について			ヘ与える影響につ		【蕗之台朱鞠内線】	る。
	配慮するなど、自然改変を最小限と	停線】	以及にヨたつし  は、自然改変を最	いても配慮する。	は、野生動植物へ与える影響につい	(旧・朱鞠内蕗之台線、道道蕗	  【湖畔線】
	が以変を取が限る する。		小限とし、風致の		て配慮するなど、		【 <b>俯叶厥】</b>   整備に当たって
	9 00		維持に配慮すると	【アイカップ崎線】		【名寄遠別線】	は、自然改変を最
	【元村恵山線】	(一般国道 2 2 8 号)	ともに、野生生物		とする。		小限とし、風致景
	(旧・御崎元村線)		へ与える影響につ				観の維持に努める
			いても配慮する。	【尻羽岬線】	【ヤリムカシ線】	は、自然改変を最	
		える影響について				小限とし、野生生	
					あり方を検討した		
			利用のあり方を検			風致の維持に配慮	
	は、海岸景観へ与	する。	討した上で取り扱			する。	【斜内線】
	える影響について	-	う。	たっては、自然改		-	整備に当たって
	配慮するなど、自			変を最小限とし、			は、自然改変を最
	然改変を最小限と			風致の維持に配慮			小限とし、風致の
	する。			する。			維持に努める。

※ 宿舎、道路(車道)以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

事業の種類	指針の公園事業取扱方 恵山道立自然公園			目然公園は管理指針:   <b>厚岸道立自然公園</b> 			27年1月末現在)   北オホーツク道立   自然公園
路(車道)	【汐首展望線】		【狩場山麓縦貫線】			<u> </u>	【ウスタイベ線】
	当地区のあり方		改良に当たって		/	/	(国道238号線)
	を検討した上で取りた。		は、自然改変を最				整備に当たって
	り扱う。		が限とし、風致の 維持に配慮すると	は、自然改変を最小限とする			は、自然改変を最小限とし、風致の
		/	ともに、野生生物				維持に配慮する。
			へ与える影響につ		/		,,
			いても配慮する。	【糸魚沢藻散布線】		/	【カムイト沼線】
			7 屋 頃 10 後 7	規模、構造は現	/		整備に当たっ
			【馬場川線】 【太櫓海岸線】	状程度とする。		/	は、周辺の植生景観に与える影
				【糸魚沢風澗線】			
			は、自然改変を最				変を最小限と
				は、風致の維持や			る。
			維持に配慮する。	湿原生態系に影響			
				を与えないよう配			
			,′	'慮する。	/	/	
			,′	【初無敵線】			/
			/	【十町瀬線】			/
			<i>,</i> ′	【有明線】			/
			,′	当地区の利用の			
			,'	あり方を検討した 上で取り扱う。			/
			,'	上で取り扱う。			/
			,′	【霧多布湿原線】			/
			/	(主要道道琵琶瀬茶内停車場			
			,'	線)			/
			,,'	整備に当たって			/
			/	は、湿原の植生等に影響を与えない			/
			<i>i</i>	よう十分に配慮す			/
	/	[/	, <i>i</i>	る。			/

<sup>※</sup> 宿舎、道路(車道)以外の公園事業については、各総合振興局又は振興局にお問い合わせください。 / / ※ 数値基準のない定性的な基準(例:「公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。」といった基準。)については、個々の事案毎に現地の状況において判断し、必要な指導を行います。.

_	37	_
---	----	---